



# ジェネリック医薬品の積極的な活用を!

上手に活用してお薬代の節約をしませんか

## ジェネリック医薬品は…

厚生労働省が、先発医薬品(新薬)と同等と認めた医薬品です。

先発医薬品(新薬)の特許満了後に開発されるため、開発期間が短く、開発費用も少ないため安価な価格が可能となります。

先発医薬品(新薬)の2割~7割程度の価格ですので、皆さんの自己負担が少なくなり、

**“お薬代の節約”**ができるのです。

※飲み薬だけでなく、点眼薬や軟膏などの外用薬、点滴薬などもあります。ただし、すべてのお薬に対応できるわけではありません。また、病気の症状などにより先発医薬品(新薬)が適切な場合もあります。

**ジェネリック医薬品のご利用にあたっては、医療機関等において、医師・薬剤師とよくご相談ください。**



ジェネリック医薬品に興味をお持ちの方は、下記のサイトにアクセスしてみてください。

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会ホームページ「**かんじゃさんの薬箱**」

<http://www.generic.gr.jp>



★本組合では、組合員の皆さんのお薬代の負担軽減や短期財政の健全化につながることから、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。ご協力よろしくお願いします。

## 公務上のケガや病気は

# 組合員証で受診できません!

公務や通勤によるケガや病気の治療は、地方公務員災害補償基金で療養補償が行われるため、本組合からは給付できないことになっています。

このため、ケガや病気の原因が「公務」や「通勤」によるものであることが明らかな場合には、“組合員証”は使用できませんので、医療機関の窓口で「公務上」であることを申し出てください。

※一部の医療機関では、公務上と認定されるまでの間は、組合員証を使用した保険診療の扱いをする場合がありますので、この場合は医療機関の指示に従ってください。  
※公務や通勤によるものと判断できない場合は、一時的に組合員証で受診しても構いませんが、公務上と認定されたらすぐに左記の療養補償に切り換えるよう医療機関に申し出てください。

## 組合員証等の取扱いについて

**大切に保管し紛失しないように、取扱いには十分にご注意ください。**

### ▶ もし紛失してしまったら?

- さまざまなトラブルのもとになりかねませんので、直ちに警察へ届け出てください。
- 共済事務担当課を通じて、再交付の申請を行ってください。

### ▶ 組合員(ご本人)の退職や被扶養者の資格喪失などにより必要でなくなったら?

- 直ちに、共済事務担当課を通じて、**必ず返却してください。**
- **資格喪失後は、絶対に使用しないでください。**

